



会 務 通 信

W e b 版

No.320

【令和4年1月号】

会員数 / 個人会員 1,079 名
法人会員 57 法人(12月1日現在)

愛知県土地家屋調査士会 令和4年1月1日発行

- ◆ 新年のご挨拶 会長 梅村 守
- ◆ 境界問題相談センターニュース No.41
- ◆ 総務財務部会報告 総務財務部部員 武山 大輔
- ◆ 企画研修部会報告 企画研修部部員 都築 正道
- ◆ 企画広報部会報告 企画広報部部員 三宅 友広
- ◆ 支部紹介 岡崎支部(第3回) 広報委員 児玉 真二
- ◆ 第7回理事会報告 広報副部長 中島 健太
- ◆ 事務局からのご案内
- ◆ 編集後記

新年のご挨拶

会長 梅村 守



あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、新年を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

令和4年は、壬寅(みずのえとら)、「壬」は「妊に通じ、陽気を下に妊(はら)む」、「寅」は「蟻(ミミズ)に通じ、春の草木が生ずる」という意味があるため、「壬寅」は厳しい冬を越えて、芽吹き始め、新しい成長の礎となるイメージだそうです。まさに今年はコロナ禍を超えて、アフターコロナの新しい時代の礎となる年になることを願うものです。

さて、新年早々、1月28日(金)にあいち境界問題相談センターの研修会「土地家屋調査士の業務と境界紛争の解決」*ADRをもっと活用しよう!!*が開催されます。多様な紛争の形態、そこに含まれている問題点、また思いもよらない事態など情報を共有し、すべての会員各位の紛争解決能力の向上を目的とします。プログラムのメインである模擬調停は、センター委員長の福本博之弁護士のシナリオにより、調停の多様な場面を具体的にイメージすることができるものとなっています。調停が一件落ち着いた後の父と娘の微笑ましい会話のシーンは、一度見たら何度も見たい

と思ってしまう名シーンとなっています。会員の皆様は、ぜひご参加ください。申込は1月12日までです。

また、2月9日(水)には、ウインクあいち大ホールにおいて、第22回あいち境界シンポジウムを開催いたします。公嘱協会、政治連盟とともに開催する土地家屋調査士をアピールする重要なイベントです。「住まい みち みらい」という主題、～住まいとまちの将来像 頻発・激甚化する災害新ステージへの備え～を副題として、令和の住宅政策の指針として閣議決定された住生活基本計画について、国、県、市の立場から講演していただきます。

講演者は、ご存じの大村愛知県知事、禰亙田碧南市長、そして国土交通省住宅局の大澄調整官です。ちなみに、この3人の方に講演していただけるのは、日頃から地道に活動をされている政治連盟の大きな貢献があったことをここにご報告させていただきます。

住生活基本計画とは、住生活の安定と向上を目的としたガイドラインのようなものですが、近年頻発・激甚化する自然災害についての防災、減災に向けた施策が推進されています。その中に狭あい道路の解消問題が含まれています。ここ数年のシンポジウムにおいて取り上げてきた問題であり、一般市民、地方議員の先生方、自治体の職員の方々に対して、土地家屋調査士の立場からその重要性を訴えるものとなります。会員の皆様もぜひ予定を空けて、シンポジウムに参加していただきますようお願い申し上げます。

本年も役員一同、土地家屋調査士制度と愛知会の発展のために精一杯尽力していく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。



第22回あいち境界シンポジウム

<https://www.chosashi-aichi.or.jp/symposium/>



愛知県土地家屋調査士会

境界問題相談センターニュース



No.41

今回は令和2年度まで、長年にわたりセンター運営委員会の委員長を務め、当センターの発展に多大なご尽力をいただいている弁護士の北條政郎先生からのメッセージを掲載しました。調査士の職責や実務及び調査士会 ADR の現状を熟知しておられる先生ならではの内容となっていると思います。全ての調査士また調査士会に向けて、時には熱く、また時には厳しく(ちょっと耳が痛いところもありますが…)語られ、そして全編の根底にあるのは、当センターが境界問題に悩んでいる多くの調査士にとって、どうしたら今以上役に立つ存在となりえるのか?そして、何としてもそうになりたいという熱い思いです。運営委員である私自身、もう一度襟を正して、先生からの熱いメッセージを読ませていただきました。文章は少し長めですが、是非、最後まで一読いただければ幸いに思います。

(あいち境界問題相談センター運営委員会 副委員長 都築 功)

「調停 (ADR) 申立増加への期待」

あいち境界問題相談センター運営委員 弁護士 北條 政郎

1. 私は、令和2年度まで当相談センターの運営委員会委員長を務めました。その間、相談や事件として受理した件数は、全国でも有数のものでした。とは言え、愛知会でも、全国でも、調査士会境界ADRの申立件数は微々たるもので、とても制度としてうまく機能しているとは思えません。
2. 愛知県では年間2万件の調査測量事案があると言われています。土地が四辺で囲まれているとすると、単純に8万件の境界確認案件があることになりますから、私などは、その1%でも800件(0.1%でも80件)の境界紛争が潜在しているのではないかと想像しています。しかし、愛知会の調停(ADR)申立ては、この数年でようやく年に10件に達した程度です。埋もれていると思われる多くの境界紛争は一体、どのように解決されているのでしょうか。全国に先駆けて境界問題ADRを創設したと言われる愛知会はもちろん、我も我もと制度を作った全国の土地家屋調査士会は境界紛争の解決を一体、どう考えているのでしょうか。愛知会役員や日調連役員は果たして制度の趣旨や土地家屋調査士に与えられた境界問題エキスパートという権限と責任をどのように考えているのかと訝しくなります。
3. 土地家屋調査士は、土地の境界問題の専門家として、単なる測量に留まらず、正しい境界を確認しそれを明示していくのが重要な職務です。そのためには、境界紛争に直面した時、専門家

としての調査や説明を尽くしても境界協議が成立しない場合は、その解決のための手続を履践していくことは当然の職務だと思います。私は、必ずしも地図資料等に精通しない裁判官による境界確定訴訟や「登記官の認識を示す」に過ぎない筆界特定手続によるよりも、当相談センターの調停手続によって早期に紛争の解決を図ることが最も適切ではないかと考えています。

当相談センターは、運営委員をはじめ調停人も含めて、多くの時間や労力を傾注して、調停事案の解決に当たっています。

4. しかし、現状の調停申立ては、残念ながら、上述の通り年間 10 件(上記の推定境界確認案件の 0.01%)に到達するや否やという状況です。土地家屋調査士が調停(ADR)申立てを躊躇し、筆界特定申請でお茶を濁して適当な分筆で境界紛争を解決しようとする姿勢があるとすれば、大変、憂うべき状況だと思います。土地家屋調査士が当相談センターの調停申立てを行うことが非常に少ない現状を打破するために何が必要なのでしょう。

5. まず、調停(境界 ADR)の手続自体を知らないという調査士がいるとすれば、それは論外で、当相談センターの広報不足であるに止まらず、愛知会の役員の怠慢であるとともに、その調査士本人の認識不足が厳しく指摘されるべきです。

また、土地家屋調査士は調停申立書の作成に慣れていないと言います。これは、当相談センターで作成した「簡易申立書式」を利用すれば良いと思われます。所要事項にレ点を入れ、それまでに調査、入手、作成した地図資料等一式を添付するだけです。

次に、調査測量の成果は境界確定を経た上で完成品となるので、調停などの時間を取って収入に影響すると言われます。しかし、必要にして適切な境界確定ができなければ結局は、依頼者の利益にならず、境界問題を適切に解決して土地境界(所有権の範囲)についての国民の法的生活の安定に寄与するという土地家屋調査士の責任を果たすことができません。

更に、依頼者から調停手続に関する費用をもらうことができないと言います。この点は、愛知会だけでなく、日調連も含めて、土地家屋調査士が調査測量の過程で境界紛争に直面し境界 ADR を利用することになった場合の報酬を、モデルケースなどを用いて会員に提示すべきだと思います。①調停申立書や添付資料の作成、整理、提出する場合、②補佐人として調停期日に同行する場合、③調停人から求められた資料等を作成し調査する場合、④合意が成立して紛争が解決した場合、⑤合意に基づいて境界を現地で確認し境界標を設置する場合などのそれぞれについて、どのような基準で費用や報酬を請求し受領して良いかを調査士会会員に示すことは、調査士会がなすべきことだと思います。私は、このことを以前から指摘していますが、一向に前向きな検討がされていません。筆界特定申請をする調査士は多いように聞いていますが、その費用報酬はどうなっているのでしょうか。

6. 愛知会の全ての土地家屋調査士が、その使命を自覚し、当相談センターが運営する境界問題 ADR(調停)を利用する意義や有用性を十分に理解したうえで、上記の諸問題を超えて調停申立てを存分に利用し、境界紛争の早期適切な解決にあたっていただくことをおおいに期待します。

利用料金のお知らせ

申立費用	3,300円
調査費用	33,000円(必要に応じて)
期日費用	申立人から初回のみ 7,700円
成立費用	110,000円

※上記金額には消費税が含まれます。

(あしがき)

前委員長で弁護士の北條先生は、土地家屋調査士の業務内容をとても理解していただいている弁護士さんです。委員長在籍時にもセンター発展のためにお忙しい中、いろいろとご尽力いただきました。現在も引続き運営委員としてご協力いただいております。

当センターも ADR 認証を受けてから 10 年になります。他会の実績がゼロに等しい中、当センターはそれなりの実績ができました。調停人の弁護士や土地家屋調査士の先生方のご尽力のおかげで和解も成立しています。

会員や一般の方に今後も周知に努め、もっと利用しやすいセンターとなるよう努力していきます。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター(愛知県土地家屋調査士会内)

電話番号 052(586)1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

総務財務部会報告

総務財務部部員 武山 大輔



今年度から総務財務部の部員を務めさせていただくことになりました、熱田支部の武山大輔と申します。まだまだ、わからないことばかりですが、せっかくお声をかけていただいたのですから、精一杯務めさせていただく気持ちでいます。

令和3年もコロナウイルスに振り回された1年でした。社会情勢を見ても、ここ2年は停滞ムードを感じています。そんな中、私事ですが、先の衆議院選挙に娘と投票に行く機会がありました。投票も終わり帰ろうとすると出口調査の協力依頼があり、協力しようとする、娘にお願いしたいとのことでした。確かに40代のありきたりな意見より10代の意見を聞きたいだろうなと思い、娘に譲ったのですが、コロナ禍でも月日を経ていることを感じ、個人事業主という職柄、世の中の変化に疎くなっているのを痛感しました。



2021年もウッドショック、半導体不足などのニュースがありました。不動産業界に近い職種である土地家屋調査士として、そして個人事業主だからこそ、情報にはもっと敏感にならなければならないと思います。

また、会の中では年齢的にも調査士としても若手の部類になる私でも、社会の中では中堅にあたる世代であり、諸先輩方に甘えるばかりでなく、部会でももっと積極的に取り組み、発言していかなければと実感した出来事でありました。オミクロン株なる新型コロナウイルスがどうなるか心配もありますが、令和4年は明るい1年を過ごせたらと願うばかりです。

それでは12月1日に開催された第9回総務財務部の議題を少し報告します。

議 題

1. 令和4年度表彰候補者
2. メール一斉配信及び総会案内について
3. 総会案内について
4. 戸籍謄本等職務上請求書管理規程の改正について
5. 事業計画及び事業経過報告について
6. 組織について
7. 顧問社労士の契約について
8. 支部アンケートについて
9. 月次報告について
10. 協働会の事務負担費について

11. 各委員会報告
12. その他

皆様に特に直接関係してくるのは、議題 4. 戸籍謄本等職務上請求書管理規程の改正についてでしょうか。まだ、しばらく議論が続くとは思いますが、ざっくりと申し上げれば、戸籍謄本等職務上請求書管理の研修が義務化となります。私が入会したばかりの頃、請求の仕方がわからず、使用を躊躇していた時期がありました。ちょうどその頃、定例研修において戸籍謄本等職務上請求の研修をしていただき、自信を持って使用することができるようになりました。

規程という文字を見れば皆様をルールに縛り付けるように感じるかもしれませんが、皆様の業務がより行いやすい環境づくりができるように改正していきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

企画研修部会報告

企画研修部部員 都築 正道



今年度から企画研修部の部員を務めています、岡崎支部の都築正道と申します。

12月1日に、令和3年度第9回企画研修部会が、本会及び各事務所（ZoomによるWEB会議）で開催されました。昨年に引き続き、今年度もコロナ禍でのスタート後、緊急事態宣言の発令から解除があり、部会の開催場所については、主に本会及び各事務所でのWEB会議でした。参集が可能な状況になった場合には、本会会議室でも開催しましたが、なかなか役員の皆様と直接お目にかかることも少ないうちに、年末に至りました。

所感としましては、会議や研修会等の場においては、WEB等を通じて行うより、一つの場に参集して行う方が、分かりやすい説明や活発な意見交換等を行うことができるので、お互いに意見が伝わりやすく内容の理解が深まるほか、その行事等を通じて、参加者同士が交流できる有意義な機会となるため、より充実した会員の皆様の日常業務や会務運営、ひいては、今後の更なる会の発展に繋がるものと考えます。



それでは、12月1日に開催されました第9回企画研修部会の報告を申し上げます。詳細につきましては、会議録を本会ホームページに掲載していますのでご覧ください。

1. 報告事項
2. 第3回定例研修会について
3. 第4回定例研修会について
4. 次年度事業計画案・予算案について
5. 第2回勉強会について
6. 所有者不明土地について
7. その他

第4回定例研修会については、

開催日時:令和4年2月22日(火)午後1時30分から午後5時00分(予定)

開催場所:名古屋市公会堂4階ホール(名古屋会場のみの開催)

内容:第1部 地域福利増進事業について

第2部 (仮)民法、土地基本法改正と土地家屋調査士実務について
を予定しています。

※重ねてのお願いになりますが、以前から、研修会場で、入場時と退出時にカードリーダーによる会員証の読取を行っています。特に、途中退出を含む退出時の受付をお忘れにならないよう、ご留意の程お願い申し上げます。

今後も、コロナウイルス等への注意が欠かせない状況が続くとは思いますが、一日も早くコロナウイルスが終息することを願い、万全の措置をした上で会務に取り組む所存ですので、引き続きご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

企画広報部会報告

企画広報部部員 三宅 友広



令和3年度から企画広報部の部員として会務運営に関わることになりました熱田支部の三宅友広と申します。土地家屋調査士会員登録5年目にして初めての役員になり、期待と不安が入り交じった複雑な心境ではありますが、愛知会ひいては日本全国土地家屋調査士会に明るい未来が来るためには、何が必要なのかを考えながら広報活動をしていきますので、よろしくお願いします。

さて、令和3年12月1日(水曜日)に第8回企画広報部会が参集で開催されました。
主な議題は以下のとおりです。

1. 理事会報告
2. 次年度事業計画について
3. 愛知会会館の外壁を利用した広報設備について
4. 動画作成による広報について
5. 地域福利増進事業について
6. 自由業「第40回生活お困りごと無料相談会」について
7. 各委員会、PT 報告について
8. その他

令和3年度の広報活動も残すところ、あと数か月となり、さまざまな広報活動の反省点などを踏まえて令和4年度の事業計画案についての協議をしました。

我々土地家屋調査士の喫緊の課題として、受験者数の減少つまりは土地家屋調査士の認知度・知名度が若者を中心として広く伝わっていないことがあります。

非常に難易度の高い課題ではありますが、企画広報部としては主に外部向け情報伝達（YouTube 動画広告・ポスター・チラシ・学生向けの出前講座等）について議論を重ねていきたいと考えています。

生活お困りごと 無料相談会

あなたの疑問に専門家が为您解答します。
お気軽にご相談ください。 **プロがスタンバイ!!**

令和4年
1月30日(日)
午前10時～午後3時30分
ナディアパーク「デザインホール」
名古屋市中区東3-18-1 デザインセンタービル3F

●官公署への許認可手続きは **行政書士**
●不動産登記・法人登記は **司法書士**
●労務・年金・社会保険は **社会保険労務士**
●土地建物の登記・測量は **土地家屋調査士**
●法律問題は **弁護士**
●不動産の価格・資料の評価は **不動産鑑定士**
●税務問題は **税理士**
●監査・会計は **公認会計士**
●特許・意匠・商標は **弁理士**

主催 愛知県・名古屋市・中日新聞社
主催 名古屋自由業団体連絡協議会

問い合わせ先 愛知県不動産鑑定士協会
TEL.052-241-6636 (当番会)

名古屋自由業団体連絡協議会「第40回生活お困りごと無料相談会」が令和4年1月30日(日曜日)午前10時～午後3時30分に開催されます。場所はナディアパークデザインセンタービル 3階デザインホールです。各士業が集結し、国民の皆様のお困りごとや疑問点に対してお答えする会となっています。土地家屋調査士への興味がいかほどのものか、私自身肌で体験してまいります。日程に余裕がある会員の皆様はぜひブースに遊びに来てください。

「生活お困りごと無料相談会」

https://www.chosashi-aichi.or.jp/news/view/wns_01FP7034S0ZN7M3C58RYMBRRPK

支部紹介 ～岡崎支部～

第3回



愛知県土地家屋調査士会の各支部で行われている事業や
県内各地域の特色を支部選出の広報委員が紹介します！

岡崎支部は、岡崎市・額田郡幸田町・安城市・刈谷市・知立市・碧南市・高浜市・西尾市の 7 市 1 町からなる支部で、現在 188 名の会員と 6 法人が所属しています。支部の組織の中には、総務部、企画部、広報部、HP部があり、各部は 3～5 名の部員で運営しています。総務部は主に法務局や本会・その他団体との協調連携と支部運営を行い、企画部は研修に関わる業務や資料センターの運営、広報部は広報を中心としながら隣接関係団体との意見交換や会員連絡網の整備も行い、HP部はホームページ運営を担当しています。西三河地方の広い範囲を包括する岡崎支部では、会員同志の交流を大切に支部運営を行っています。

さて、岡崎市といえば、八丁味噌や徳川家康公の生誕地として有名ですが、昨今では名鉄東岡崎駅周辺の地区整備が進み、東岡崎駅からペDESTリアンデッキで繋がるOTO RIVERSIDE TERRACE (オト リバーサイドテラス) では、滔々(とうとう)と流れる乙川を眺めながら食事が楽しめるカフェもあります。また、乙川周辺の河川敷も整備され、週末になるとさまざまなイベントが行われ市街地に活気をもたらしています。

中でも夕方から夜にかけて行われる乙川ナイトマーケットは、岡崎市内外から 120 店舗以上が集う夜市で、開催ごとに来場者も増え、岡崎の新しい観光資源として注目されています。2021 年は新型コロナウイルスの影響もあり中止となることが多くありましたが、河川敷のやさしい風を感じながら飲むお酒は格別です。夏の夕涼みに河川敷で一杯楽しむのもよし、寒さを感じながら暖かい食事とお酒で温まるのもよし。東岡崎駅からも近いため、駅に戻りながら駅周辺で二軒目、三軒目と流れ流れて楽しむのも新しい岡崎スタイルです。

2021 年の乙川ナイトマーケットは 11 月 27 日(土)に開催され、その日は対岸で『泰平の祈り』というお祭りも開催されました。例年では乙川に無数の青い LED ボールを流す幻想的なお祭りですが、LED ボールの放流は新型コロナウイルスの影響により 2020 年、2021 年と中止になり、その代わりに市内小学生が願いを込めて制作した三角灯籠を河川敷に展示しました。

(広報委員 児玉 真二)

OTO RIVERSIDE TERRACE(オト リバーサイドテラス)

ウェブサイト <https://oto-riversideterrace.com/>

乙川ナイトマーケット ウェブサイト <http://otogawa-nm.com/>

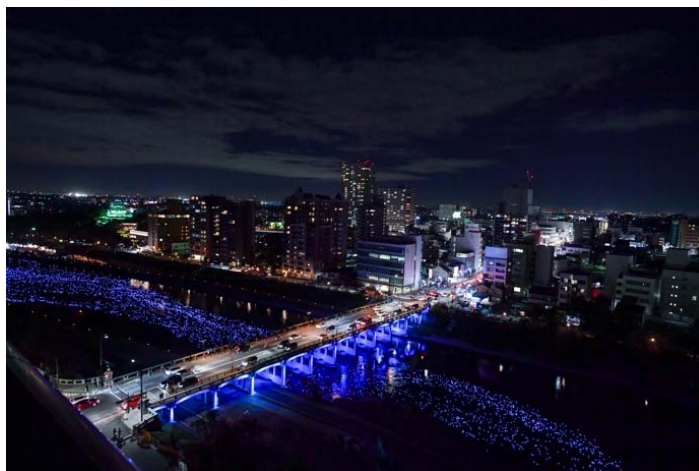
岡崎「泰平の祈り」ウェブサイト <http://taihei-inori.com/>



岡崎「泰平の祈り」2021



乙川ナイトマーケット



岡崎「泰平の祈り」2019 の様子

第7回理事会報告

日時：令和3年11月17日(水) 午後1時00分～5時05分

会場：本会会議室

議事に先立ち梅村会長からあいち境界シンポジウム、地域福利増進事業についての報告があり、また来年度の事業方針大綱が示された。続いて堀寄公囑協会理事長、小島政連会長の挨拶があった。議事録署名者に伊藤裕之理事、片岡忠雄理事が指名され理事会が開催された。以下議事について報告する。

【協議・審議事項】

1. 職員就業規則及び嘱託職員就業規則の文言修正について

渡辺総務部長から職員就業規則及び嘱託職員就業規則の一部文言の修正について説明がされた。協議・審議の結果、全会一致で可決承認された。

2. 事務局賞与冬季賞与の支給(案)について

樹神財務部長から事務局賞与冬季賞与の支給(案)について説明がされた。審議の結果、全会一致で支給月数は提案のとおり、新入職員の支給割合は規定どおりとなった。その他個別評価については正副会長及び事務局長に一任することで可決承認された。

【協議事項】

1. 会則の一部改正について

2. 綱紀委員会規則の一部改正について(一括協議)

渡辺総務部長から、綱紀委員会規則の一部改正により、会則を一部改正することについて、説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

3. 戸籍謄本等職務上請求書管理規程の一部改正について

渡辺総務部長から戸籍謄本等職務上請求書管理規定の一部改正について説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

4. 令和4年度名古屋法務局長表彰(管内・管区)候補者について

渡辺総務部長から表彰候補者の選定について説明がされた。協議の結果、審議に変更することに全会一致で可決承認された。審議の結果、全会一致で可決承認された。

5. 令和4年度事業計画について

渡辺総務部長から事業計画、事業経過報告作成の各部の方向性について説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

【報告事項】

1. 来館者及び電話相談の集計について

2. 相談センター研修会の開催について

3. 名古屋法務局が開催する相続登記促進強化週間の相談について

4. 月次報告について
5. 中間監査報告について
6. 筆界調査委員能力担保研修について
7. 地域福利増進事業について
8. 第1回勉強会の実施について
9. 第3回定例研修会について
10. あいち境界シンポジウムの経過報告について

【その他】

1. 年計表等エクセルブックの配布について
2. 協働会からのお願い
3. 筆界鑑定委員会について
4. 定例研修会の第2部終了後の関係団体からのお知らせについて

最後に藤吉監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

(広報副部長 中島 健太)

事務局からのご案内

1月の予定

- 5日 企画研修部会
- 7日 総務財務部会
- 11日 企画広報部会
- 20日 あいち境界問題相談センター運営委員会
- 21日 拡大理事会
- 28日 あいち境界問題相談センター運営担保研修会
- 30日 自由業生活お困りごと無料相談会

12月29日～1月3日 年末年始休暇



退会者

三浦 敏郎(東三支部)
愛知第 1465 号／昭和 48 年 12 月入会

土地家屋調査士法人の入会

土地家屋調査士法人白壁事務所
(名古屋東支部)

R3.11.8 入会(18-0042)

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目 45 番地

TEL 052-951-0711・FAX 052-961-2480

社員:愛知第 2980 号 後藤 昌宏

社員:愛知第 3022 号 小野 龍治

事務所変更

後藤 昌宏(名古屋東支部)

愛知第 2980 号

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目 45 番地

TEL 052-951-0711・FAX 052-961-2480

土地家屋調査士法人白壁事務所

小野 龍治(名古屋東支部)

愛知第 3022 号

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目 45 番地

TEL 052-951-0711・FAX 052-961-2480

土地家屋調査士法人白壁事務所

佐藤 義之(一宮支部)

愛知第 3011 号

〒491-0037

一宮市貴船二丁目 10-20

TEL 0586-82-1730・FAX 0586-82-1730

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人 UT

従たる事務所(岡崎支部)

社員の加入:愛知第 3067 号 池田 靖彦

業務に関するお知らせ(11月16日から12月15日)

- 11月22日 令和3年度名古屋法務局との打合せ協議結果のうち、参考資料④の削除について
- 12月1日 一般競争入札参加資格(全省庁統一資格)の申請等について
- 12月14日 「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針(第2案)」に関する意見募集について
- 12月15日 名古屋市内の測量履歴の公開について(お知らせ)

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達へ掲載しました。



令和3年度第4回定例研修会のお知らせ(予告)



日 時 令和4年2月22日(火)午後1時30分開始予定

会 場 名古屋市公会堂4階ホール

内 容 (仮)民法改正・土地基本法改正について、地域福利増進事業について

対象者 会員及び補助者

※詳細は、後日発行する開催通知でご確認ください。

編集後記



新年、あけましておめでとうございます。

この時期の暖房器具といえば、やっぱり、「こ」・「た」・「つ」。

毎年、こたつを使いだすと「こたつ」とは？とついつい考えてしまうのでちょっと考察してみました。

こたつは一般的に家庭では暖房器具として使われているが、実は人を捕縛するためのトラップである。一度足を踏み入れ、そこから抜け出そうとすると一大決心が必要であり、とにかく苦勞をする。また人が複数人集まると顔は笑顔なのに、その足元では壮絶なバトルが行われる異空間と化し、常に勝者は子どもである。そして人間が突然いなくなり、「こたつむり」なる新たな生物が発生する(進化する?)。

実は未知なるテクノロジーが使われているのではないかと考えてしまう暖房器具「こたつ」を生み出した日本はすごいと考えてしまいました。さて、今年一年、まずはこの悪魔のような暖房器具「こたつ」に打ち勝ち、頑張っていきましょう。

(広報委員 伊藤 卓)

■ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>

■発行人／梅村 守

■発行所／愛知県土地家屋調査士会 〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号 TEL 052-586-1200